



Title	1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1(12 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222194)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6437 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

C

C

12

極 秘
無 期 限
6 部 の 内
2 号

沖縄の施政権返還の方途

昭和42 8/0

北米局長

1. 主要な沖縄基地

- (1) 沖縄本島にある米軍基地は、(イ)本島南半部より古座市にわたって集中している陸軍補給基地、(ロ)同地区にある嘉手納飛行場を中心とする空軍基地、(ハ)那覇港及び東海岸ホワイト・ビーチの海軍施設、(ニ)東海岸に点在する3つの海兵隊基地、(ホ)北部の海兵隊演習場等であり、このほか各地に通信施設が散在する。
- (2) これらの基地のありようは、いわゆる「全島基地」というには当たらないが、他面機能を異にして各地に散在する基地を一地域に移転集中することも、基地の規模と機能を大巾に削減しない限り、物理的に不可能である。

2. 基地を撤去した全面返還

米軍を沖縄より全面的に撤退せしめた上での返還は、極東の現情勢下において沖縄における米軍の存在が、日本を含む極東の安全保障上重要な抑止力としての役割りを果たしていると認め

る政府の立場を両立しない。

3. 機能別返還

- (1) 機能別返還は、軍事施設の機能と比較的關係の少ない戸籍、教育、社会保障、産業等の事項に関する施政権を順次事項別に切離して返還せしめようという考え方であるが、次のような問題があり、また米側も容易に応じるとは認め難い。
- (2) 問題点
 - (イ) 米側からは究極的にその安全保障上の必要をいかに保障するかを問われ、沖縄住民側からは全面返還を棚上げするのではないかを問われ、結局施政権全面返還に至る段階的構想なしには成立たなくなる。
 - (ロ) たとえば教育に関する施政権なるものの範囲を画定することに実際上の困難のあること(どの範囲の日本法令を沖縄に適用することになるか、その後の新規立法、法改正はどうか等)。
 - (ハ) 立法、司法部門に関する問題のあること

(関係日本法を制定する国会に沖縄住民が代表されていないこと、関係法令に関する司法権の運用をどうするか等)。

④ 当該事項についてのみ、種々の面で本土並みとなることによる他の事項との不均衡(関係公務員の待遇等)。

4. 基地付返還の諸方途

わが方の基本的態度が沖縄の果している軍事的役割りと施政権返還に対する国民の願望を調整することにある以上、この問題の解決のためには、沖縄に最少限必要な米軍基地を存続したまま施政権を返還させる方途を探求しなければならない。このような返還には次のような形を考へる。

(1) 島別返還

(2) 地域別返還

(3) 基地付全面返還

5. 島別返還

(1) 軍事施設が集中的に存在する沖縄本島のみを現在のまま米国の施政下に残し、その他の

島の施政権を日本に返還せしめる考え方である(4/年3月自民党中會議員の構想、4/2年5月大陸問題研究所意見等)。

(2) 問題点

① 沖縄住民の一部のみが復讐し、その他の大部分が取残される結果となることに対する住民の強い反撥のあること。

② 経済的、社会的に一体である沖縄がさらに分割され、その一部が日本の、他が米国の施政権下におかれることが實際上不便、不自然であること。

③ 沖縄本島に関する限り問題の解決にならず、しかもそとでの米国の施政権の固定化を招来する可能性のあること。

④ 米側からみた場合、本島のみを残せば、保守、革新のバランスが崩れ、沖縄立法院は反米的色彩を強めることがおそれられること。

地域別返還

既に基地である地域は、これを現在のままの

米国の施政下に残し、爾余の地域の施政権を日本に返還する考え方である（自民党床次議員等の構想）。この考え方に依れば、米軍基地たる地域を米国の施政下に残すことにより、米軍の基地の完全な「自由使用」を確保しつつ返還を図ることとなるが、これには次のごとき問題がある。

- (1) 基地を米国の施政下に残すことによつて核その他の問題は米國政府の責任に残されるとしても、その周辺に居住する日本國民に対する日本政府の責任は所詮回避しうるところではない。
- (2) 基地を少ないせいぜい2、3カ所に集中しうらならなお形の上でも取まりがつくであるが、沖縄各地に米軍施政下の地域が点在する形はきわめて異例であり、不合理である（なお、核その他の関係から少数特定基地のみを米國施政下に残すような考え方も實際的ではない。）
- (3) 将来基地の返還及び新たな提供を行なうと

とが手續上非常に複雑となり、現存基地の固定化を招来する。

(4) 地位協定に関し、基地内においては米軍はどの途特権を認められる一方、基地外において地位協定の律するところとなり、従つて新たな基地の取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等について制約が加わることとなるので、この方式は米側にとり、後述の基地付全面返還に比し、特に魅力のあるものとはなり難い。

(5) 基地問題が施政権返還の要諦も含むこととなつて、依然として禍根を残していることとなる。

7 基地付全面返還

施政権は全面的に返還し、米軍基地については本土と同様安保条約、地位協定を適用する。この方式は前記諸方式のような難点はないが、極東における効果的な抑止力としての米軍の一環たる在沖縄米軍の基地の地位について、特に核並びに戦闘作戦行動等、安保条約第6条に関

する事前協議事項等に関して以下のような問題がある。

- (1) 核兵器の持込みは事前協議の対象となるどころ、戦略核兵器の配置は必要なしとするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルや戦術空軍用の核弾頭等につき、米側はその貯蔵の自由を留保しようとするかも知れない。
- (2) 沖縄の重要な使命は専ら前線補給基地としての機能にあると認められるが、米側は戦略爆撃機への空中給油作業とか、局地戦突発の場合海兵隊が即刻発進しうる態勢にあることを重視し、この種戦闘行動の自由を留保しようとするかも知れない。
- (3) 沖縄に地位協定が適用されることとなれば、米軍の基地取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等の問題に関して日本政府が介入することとなり、それだけ米側のいわゆる「自由」は制約されることになるが、この点は米側に納得せしめるとともに、わが方として地位協定上の約束は完全に保証するよう、施設庁、

治安当局をはじめ、関係官庁において十分の用意が必要である。

なお、この関連で電気、水道、道路等の公共事業はわが方に引づくべきは限りまでもない。

- (4) 仮に前記(2)戦闘行動及び場合によつて(1)核兵器の持込みについて米側に本土の基地と異なる地位を認めれば、施政権返還後直ちにこれを本土の基地並みとすべしとする運動が起るであるが、これは施政権返還運動に比すればいわばレサー・イヴイルである。
- (5) 施政権が返還されれば、わが方は沖縄自体の防衛について米軍と並んで責任を負うこととなるが、当面の問題はむしろ前記(3)であつて、自衛隊自身の責任拡大は漸進的な問題である。